

看護基礎教育の充実に関する検討会 ワーキンググループの開催について

1. ワーキンググループの設置

看護基礎教育の充実に関する検討会におけるこれまでの議論の概要を踏まえ、指定規則等の改正に向けて充実するべき教育内容等についての具体的な検討を行うために、看護師教育、保健師教育、助産師教育のそれぞれについてワーキンググループを設置する。

2. ワーキンググループの委員の構成

看護師教育、保健師教育、助産師教育のそれぞれについて、各分野の臨床や教育等の専門家から選出する。(別紙参照)

3. ワーキンググループへの委任事項

- 1) 検討会の中間的なとりまとめを受けて、現行の教育内容の整理を行いつつ、各教育課程について、重要さが増していると考えられる教育内容(教育科目)と求めるレベルの検討を行う。
- 2) 各教育課程について、基礎教育における看護技術(助産技術)の到達目標の検討を行う。
- 3) 各教育課程について、実習の方法等の検討を行う。
- 4) 現行制度下で行うべきカリキュラムの改正(案)についてまとめる。
- 5) 現行の教育年限で教育できる範囲の単位数(および時間数)におさまらないものを整理する。

4. ワーキンググループ開催のスケジュール

看護師教育	保健師教育	助産師教育
<p><第1回：11月13日> ○WG設置の経緯・委任事項等の確認 ○現行教育の整理。看護師教育について</p>	<p><第1回：11月20日> ○WG設置の経緯・委任事項等の確認 ○現行教育の整理。保健師教育について</p>	<p><第1回：11月15日> ○WG設置の経緯・委任事項等の確認 ○現行教育の整理。助産師教育について</p>
<p><第2回：11月27日> ○基礎教育の教育内容の枠組みについて ○教育内容について</p>	<p><第2回：12月8日> ○基礎教育における看護技術の到達目標について ○臨地実習の方法について</p>	<p><第2回：12月13日> ○基礎教育における助産技術の到達目標について ○臨地実習の方法・教員の資質等について</p>
<p><第3回：12月18日> ○統合する教育内容について ○「専門分野」について ○臨地実習の充実について</p>	<p><第3回：12月22日> ○基本的考え方について ○内容および留意点について ○卒業時の看護技術の到達度について ○教員の資質について</p>	<p><第3回：12月27日> ○基本的考え方について ○内容および留意点について ○卒業時の助産技術の到達度について ○保健師助産師看護師学校養成所指定規則について ○助産師養成所の指定基準について</p>
<p><第4回：12月28日> ○基本的考え方について ○内容および留意点について ○卒業時の看護技術の到達度について ○教員の資質について</p>		

資料 2-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表三

合 計	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	専門基礎分野	人間の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	専門分野	基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学
	単位数	一三					
九三							

↓

改正案 1

合 計	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	専門基礎分野	人間の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	専門分野Ⅰ	基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学
	単位数	一三					
一〇〇							
	備考						基礎看護学では、看護学 総論、援助技術論、臨床 看護、総論を含む。

改正案 2

合 計	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	専門基礎分野	人間の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	専門分野	基礎看護学 在宅看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学
	単位数	一三					
一〇〇							
	備考						基礎看護学では、看護学 総論、援助技術論、臨床 看護、総論を含む。

統合科目（仮称）では、
看護管理、医療安全、災
害看護、看護技術評価を
含む。

基礎看護学では、看護学
総論、援助技術論、臨床
看護、総論を含む。

看護師等養成所の運営に関する指導要領 別表3
 看護師教育の基本的考え方 改正案

現行	改正案
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う 2) 人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、心身相関等の観点から理解する能力を養う。 3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。 4) 人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。 5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、ターミナルケア等、健康の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。 6) 人々が社会的資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力を養う。	1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う 2) 人々の健康と生活を、自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用等の観点から理解する能力を養う。 3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できるとともに、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。 4) 人々の健康の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。 5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、終末期など、健康や障害の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。 6) 保健・医療・福祉制度と他職種役割を理解し、チーム医療を実践するとともに、人々が社会的資源を活用できるよう、それらを調整するための基礎的能力を養う。

現 行			改 正 案					
教育内容	単位数 (時間数)	留意点	教育内容	単位数	留意点			
基礎分野	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。	基礎分野	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。			
		人間と人間生活の理解			人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。	人間と生活、社会の理解	人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。	
小計	13 (360)	国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。	小計	13	情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。			
専門基礎分野	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。	専門基礎分野	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、臨床生化学、臨床栄養学、臨床薬理学、病理学、疾病論、微生物と感染症等を含むものとする。			
		疾病の成り立ちと回復の促進			演習を強化した内容とする。			
社会保障制度と生活者の健康	6	人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規等を含むものとする。	健康支援と社会保障制度	6	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種との理解等を含むものとする。			
小計	21 (510)	従来、医学概論として行われてきた内容は、「社会保障制度と生活者の健康」及び「基礎看護学」の中で行うこととする。	小計	21				
専門分野	10	各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。	専門分野Ⅰ	10	専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基礎となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学総論、援助技術論、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化した内容とする。			
		チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネジメントができる能力を養えるような内容とする。			コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。			
在宅看護論	4	国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。	成人看護学	6	成人・高齢者の事例を通して、看護技術を統合し看護の展開方法を学ぶ内容とする。			
在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。	看護学	3	看護学として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。			
小計	13		小計	13				
専門分野Ⅱ	36 (990)	臨床実践能力の向上を図るため、演習を強化した内容とする。	専門分野Ⅱ	36	臨床実践能力の向上を図るため、演習を強化した内容とする。			
		各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。			各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。			
		尚、性に関する内容も含めることとする。			成人看護学では、終末期看護に関する内容も含むものとする。			
		特に、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本について学ぶ内容とする。			老年看護学では特に、生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。			
					小児看護学	4	小児看護学	4
					母性看護学	4	母性看護学	4
					精神看護学	4	精神看護学	4
小計	36 (990)	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。	小計	36 (990)	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。			

現 行		
教育内容	単位数 (時間数)	留意点
専門分野 臨地実習 基礎看護学 →専門分野Ⅰ 在宅看護論 →統合分野Ⅰ 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	23	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊産じょく婦、精神障害者のいずれでもよい。
	3	
	2	
	8	
	4	
	2	
	2	
	2	
小計	23 (1,035)	
総計	93	2,895時間以上の講義・実習等を行うものとする

改正案		
教育内容	単位数	留意点
専門分野Ⅱ 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	18	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。 保健医療福祉との連携、協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。 多様な看護実践の場（病院、施設等）で実習する
	8	
	4	
	2	
	2	
	2	
小計	40	
統合分野 在宅看護論 統合科目 (仮称) 臨地実習 在宅看護論 統合科目 (仮称)	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 在宅での終末期看護に関する内容も含むものとする。 チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	4	
	5	
	2	
	3	
	小計	
総計	100	

現 行			改 正 案		
教育内容	単位数 (時間数)	留意点	教育内容	単位数	留意点
基礎分野	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。	基礎分野	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。
		人間と人間生活の理解			人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。
小 計	13 (360)	国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。	小 計	13	情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。
専門基礎分野	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。	専門基礎分野	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、臨床生化学、臨床栄養学、臨床薬理学、病理学、疾病論、微生物と感染症等を含むものとする。
		疾病の成り立ちと回復の促進			演習を強化した内容とする。
小 計	21 (510)	人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規等を含むものとする。	小 計	21	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種との役割の理解等を含むものとする。
専門分野	10	各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。	専門分野	10	専門分野では、臨床実践能力の向上を図るため、演習を強化した内容とする。
		基礎看護学			基礎看護学では、各看護学及び在宅看護論の基礎となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学総論、援助技術論、臨床看護総論を含む内容とする。
在宅看護論 →統合分野へ	4	国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。→統合分野へ	在宅看護論	4	コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。
成人看護学	6	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。	成人看護学	6	成人・高齢者の事例を通して、看護技術を統合し看護の展開方法を学ぶ内容とする。
老年看護学	4	各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。	老年看護学	4	看護学として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。
小児看護学	4	特に、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本について学ぶ内容とする。	小児看護学	4	各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。
母性看護学	4	成人看護学では、終末期看護に関する内容も含むものとする。	母性看護学	4	成人看護学では、終末期看護に関する内容も含むものとする。
精神看護学	4	老年看護学では特に、生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。	精神看護学	4	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
小 計	36 (990)		小 計		

現 行			改正案			
教育内容	単位数 (時間数)	留意点	教育内容	単位数	留意点	
専門分野	臨地実習	23	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊産婦、精神障害者のいずれでもよい。 →統合分野へ	臨地実習	21	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。 保健医療福祉との連携、協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。 多様な看護実践の場（病院、施設等）で実習する。
	基礎看護学	3		基礎看護学	3	
	在宅看護論 →統合分野へ	4		成人看護学	8	
	成人看護学	8		老年看護学	4	
	老年看護学	4		小児看護学	2	
	小児看護学	2		母性看護学	2	
	母性看護学	2		精神看護学	2	
	精神看護学	2		小計	53	
小計	23 (1,035)		在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 在宅での終末期看護に関する内容も含むものとする。	
総計	93	2,895時間以上の講義・実習等を行うものとする	統合科目 (仮称)	4	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。	
			臨地実習	5		
			在宅看護論	2	訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。	
			統合科目 (仮称)	3	専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。 複数の患者を受け持つ実習を行う。 一勤務帯を通した実習を行う。 夜間の実習を行う。	
			小計	13		
			総計	100		

看護師教育の技術項目と卒業時の到達度（案）

■卒業時の到達度レベル

I：単独で実施できる II：指導のもとで実施できる III：学内演習で実施できる IV：知識としてわかる

技術の種類		卒業時の到達度	
1	環境調整技術	患者にとって快適な病床環境を作ることができる	I
		基本的なベッドメイキングができる	I
		看護師・教員の指導のもとで、臥床患者のリネン交換ができる	II
2	食事の援助技術	患者の状態に合わせて食事介助ができる（嚥下障害のある患者を除く）	I
		患者の食事摂取状況（食行動、摂取方法、摂取量）をアセスメントできる	I
		経管栄養法を受けている患者の観察ができる	I
		看護師・教員の指導のもとで、患者の栄養状態をアセスメントできる	II
		看護師・教員の指導のもとで、患者の疾患に応じた食事内容が指導できる	II
		看護師・教員の指導のもとで、患者の個性を反映した食生活の改善を計画できる	II
		看護師・教員の指導のもとで、患者に対して、経鼻胃カテーテルからの流動食の注入ができる	II
		モデル人形での経鼻胃チューブの挿入・確認ができる	III
3	排泄援助技術	電解質データの基準値からの逸脱がわかる	IV
		患者の食生活上の改善点がわかる	IV
		自然な排便を促すための援助ができる	I
		自然な排尿を促すための援助ができる	I
		患者に合わせた便器・尿器を選択し、排泄援助ができる	I
		膀胱留置カテーテルを挿入している患者の観察ができる	I
		看護師・教員の指導のもとで、ポータブルトイレでの患者の排泄援助ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、患者のおむつ交換ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、失禁をしている患者のケアができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、膀胱留置カテーテルを挿入している患者のカテーテル固定、ルート確認、感染予防の管理ができる	II
		モデル人形に導尿または膀胱留置カテーテルの挿入ができる	III
		モデル人形にグリセリン浣腸ができる	III
4	活動・休息援助技術	失禁をしている患者の皮膚粘膜の保護がわかる	IV
		基本的な排便の方法、実施上の留意点がわかる	IV
		ストーマを造設した患者の一般的な生活上の留意点がわかる	IV
		患者を車椅子で移送できる	I
		患者の歩行・移動介助ができる	I
		廃用性症候群のリスクをアセスメントできる	I
		入眠・睡眠を意識した日中の活動の援助ができる	I
		患者の睡眠状況をアセスメントし、基本的な入眠を促す援助を計画できる	I
		看護師・教員の指導のもとで、臥床患者の体位変換ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、患者の機能に合わせてベッドから車椅子への移乗ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、廃用性症候群予防のための自動・他動運動ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、目的に応じた安静保持の援助ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、体動制限による苦痛を緩和できる	II
看護師・教員の指導のもとで、患者をベッドからストレッチャーへ移乗できる	II		
看護師・教員の指導のもとで、患者のストレッチャー移送ができる	II		
看護師・教員の指導のもとで、関節可動域訓練ができる	II		
廃用性症候群予防のための呼吸機能を高める援助がわかる	IV		
5	清潔・衣生活援助技術	入浴が生体に及ぼす影響を理解し、入浴前・中・後の観察ができる	I
		患者の状態に合わせた足浴・手浴ができる	I
		清拭援助を通して、患者の観察ができる	I
		洗髪援助を通して、患者の観察ができる	I
		口腔ケアを通して、患者の観察ができる	I
		患者が身だしなみを整えるための援助ができる	I
		輸液ライン等が入っていない臥床患者の寝衣交換ができる	I
		看護師・教員の指導のもとで、入浴の介助ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、陰部の清潔保持の援助ができる	II

技術の種類		卒業時の到達度	
5	清潔・衣生活援助技術	看護師・教員の指導のもとで、臥床患者の清拭ができる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、臥床患者の洗髪ができる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、意識障害のない患者の口腔ケアができる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、患者の病態・機能に合わせた口腔ケアを計画できる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、輸液ライン等が入っている患者の寝衣交換ができる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、沐浴が実施できる	Ⅱ
6	呼吸循環を整える技術	酸素吸入療法を受けている患者の観察ができる	Ⅰ
		患者の状態に合わせた温電法・冷電法が実施できる	Ⅰ
		患者の自覚症状に配慮しながら体温調節の援助ができる	Ⅰ
		末梢循環を促進するための部分浴・電法・マッサージができる	Ⅰ
		看護師・教員の指導のもとで、酸素吸入療法が実施できる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、気管内加湿ができる	Ⅱ
		モデル人形で、口腔内・鼻腔内吸引が実施できる	Ⅲ
		モデル人形で気管内吸引ができる	Ⅲ
		モデル人形あるいは学生間で体位ドレナージを実施できる	Ⅲ
		学内演習で酸素ポンペの操作ができる	Ⅲ
		気管内吸引時の観察点がわかる	Ⅳ
		人工呼吸器装着中の患者の観察点がわかる	Ⅳ
低圧胸腔内持続吸引中の患者の観察点がわかる	Ⅳ		
循環機能のアセスメントの視点がわかる	Ⅳ		
7	褥瘡管理技術	患者の褥瘡発生の危険性をアセスメントできる	Ⅰ
		看護師・教員の指導のもとで、褥瘡予防のためのケアが計画できる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、褥瘡予防のためのケアが実施できる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、患者の創傷の観察ができる	Ⅱ
		学生間で基本的な包帯法が実施できる	Ⅲ
		学内演習で創傷処置のための無菌操作ができる（ドレーン類の挿入部の処置も含む）	Ⅲ
創傷処置に用いられる代表的な消毒薬の特徴がわかる	Ⅳ		
8	与薬の技術	看護師・教員の指導のもとで、経口薬（バカル錠・内服薬・舌下錠）の服薬後の観察ができる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、経皮・外用薬の投与前後の観察ができる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、直腸内与薬の投与前後の観察ができる	Ⅱ
		看護師・教員の指導のもとで、点滴静脈内注射を受けている患者の観察点がわかる	Ⅱ
		モデル人形に直腸内与薬が実施できる	Ⅲ
		学内演習で点滴静脈内注射の輸液管理ができる	Ⅲ
		モデル人形または学生間で皮下注射が実施できる	Ⅲ
		モデル人形または学生間で筋肉内注射が実施できる	Ⅲ
		モデル人形に点滴静脈内注射ができる	Ⅲ
		学内演習で輸液ポンプの基本的な操作ができる	Ⅲ
		経口薬の種類と服用方法がわかる	Ⅳ
		経皮・外用薬の与薬方法がわかる	Ⅳ
		中心静脈内栄養を受けている患者の観察点がわかる	Ⅳ
		皮内注射後の観察点がわかる	Ⅳ
		皮下注射後の観察点がわかる	Ⅳ
		筋肉内注射後の観察点がわかる	Ⅳ
		静脈注射の実施方法がわかる	Ⅳ
		薬理作用をふまえて静脈内注射の危険性がわかる	Ⅳ
		静脈内注射実施中の異常な状態がわかる	Ⅳ
		抗生物質を投与されている患者の観察点がわかる	Ⅳ
インシュリン製剤の種類に応じた投与方法がわかる	Ⅳ		
インシュリン製剤を投与されている患者の観察点がわかる	Ⅳ		
麻薬を投与されている患者の観察点がわかる	Ⅳ		
薬剤等の管理（毒薬・劇薬・麻薬・血液製剤を含む）方法がわかる	Ⅳ		
輸血が生体に及ぼす影響をふまえ、輸血前・中・後の観察点がわかる	Ⅳ		

技術の種類		卒業時の到達度	
9	救命救急処置技術	緊急なことが生じた場合にはチームメンバーへの応援要請ができる	I
		看護師・教員の指導のもとで、患者の意識状態を観察できる	II
		モデル人形で気管確保が正しくできる	III
		モデル人形で人工呼吸が正しく実施できる	III
		モデル人形で閉鎖式心マッサージが正しく実施できる	III
		除細動の原理がわかりモデル人形にAEDを用いて正しく実施できる	III
		意識レベルの把握方法がわかる	IV
		止血法の原理がわかる	IV
10	症状・生体機能管理技術	バイタルサインが正確に測定できる	I
		正確に身体計測ができる	I
		患者の一般状態の変化に気付くことができる	I
		看護師・教員の指導のもとで、系統的な症状の観察ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、バイタルサイン・身体測定データ・症状などから患者の状態をアセスメントできる	II
		看護師・教員の指導のもとで、目的に合わせた採尿の方法を理解し、尿検体の正しい取り扱いができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、簡易血糖測定ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、正確な検査が行えるための患者の準備ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、検査の介助ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、検査後の安静保持の援助ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、検査前、中、後の観察ができる	II
		モデル人形または学生間で静脈血採血が実施できる	III
		血液検査の目的を理解し、目的に合わせた血液検体の取り扱い方がわかる	IV
身体侵襲を伴う検査の目的・方法、検査が生体に及ぼす影響がわかる	IV		
11	感染予防の技術	スタンダード・プリコーション（標準予防策）に基づく手洗いが実施できる	I
		看護師・教員の指導のもとで、必要な防護用具（手袋・ゴーグル・ガウン等）の装着ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、使用した器具の感染防止の取り扱いができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、感染性廃棄物の取り扱いができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、無菌操作が確実にできる	II
		看護師・教員の指導のもとで、針刺し事故防止の対策が実施できる	II
		針刺し事故後の感染防止の方法がわかる	IV
12	安全管理の技術	インシデント・アクシデントが発生した場合には、速やかに報告できる	I
		災害が発生した場合には、指示に従って行動がとれる	I
		患者を誤認しないための防止策を実施できる	I
		看護師・教員の指導のもとで、患者の機能や行動特性に合わせて療養環境を安全に整えることができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、患者の機能や行動特性に合わせて転倒・転落・外傷予防ができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、放射線暴露の防止のための行動がとれる	II
		学内演習で誤訳防止の手順に沿った与薬ができる	III
人体へのリスクの大きい薬剤の暴露の危険性および予防策がわかる	IV		
13	安楽確保の技術	看護師・教員の指導のもとで、患者の状態に合わせて安楽に体位を保持することができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、患者の安楽を促進するためのケアができる	II
		看護師・教員の指導のもとで、患者の精神的安寧を保つための工夫を計画できる	II